

DH GateBlocker 配送サービス利用約款

第1条（約款の適用）

株式会社デジタルハーツ（以下「当社」という。）は、本約款に基づき、当社が提供する「DH GateBlocker ハードウェア」（以下「対象機器」という。）に係る配送サービス（以下「配送サービス」という。）を提供するものとする。

- 2 配送サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は本約款を遵守するものとする。

第2条（約款の範囲・変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができる。この場合において、配送サービスの提供条件は、変更後の本約款が適用される。

第3条（配送サービスの提供）

本約款及び別途定める「条件通知書」の定めに従い、配送サービスを提供するものとし、本約款と条件通知書の定めが相違がある場合、条件通知書の定めが優先する。

- 2 配送サービスは、当社が別途指定する業者によって行うことができるものとする。

第4条（協力義務）

利用者は、当社が配送サービスを提供するに際し、当社が配送サービス提供に必要な情報の提供等、合理的な範囲で協力するものとする。

第5条（秘密保持）

当社及び利用者は、本契約に基づき知り得た、技術、データその他の営業上並びに技術上の秘密情報、ノウハウ、経営情報、当社及び利用者との間の契約の存在及びその内容等（以下「秘密情報」という。）について、第三者（当社のグループ会社及び提携業者、並びに当社及び利用者の役職員、弁護士、公認会計士等の法令上の守秘義務を負担するアドバイザー（以下「アドバイザー等」という。）を除く。）に開示・漏洩してはならず、また本業務を遂行する以外の目的のために使用してはならないものとする。

- 2 当社及び利用者は、前各項の定めにかかわらず、以下の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) 開示を受ける際に、既に自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できるもの。
- (2) 開示を受ける際に、既に公知公用であったもの。
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となったもの。
- (4) 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務なしに正当に開示を受けたもの。

- (5) 自らが独自に創作したもの。
- (6) 法令、規則、命令等に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けたもの。ただし、本号において、当該公的機関以外の第三者に対しては、当該情報はなお秘密情報として扱う。

第6条（責任）

利用者は、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用により、かかる損害を賠償しなければならないものとし、当社に何ら迷惑をかけないことを保証する。

- 2 当社は、当社の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合は、当該損害の原因になった配送サービスに関し、利用者が当社に対して支払った配送サービスに係る利用料を上限として、その損害を賠償する。ただし、当社は、当該賠償に関して、現実に生じた通常の損害とし、利用者が第三者に与えた損害、逸失利益・第三者の損害賠償請求に基づき発生した損害、予見の有無にかかわらず特別の事情により生じた損害その他当事者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、如何なる場合においても、一切の責任を負わないものとする。

第7条（免責）

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟怠業、争議行為等不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により、配送サービスの全部又は一部の履行が遅延し又は履行不能となり、利用者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。

以上

2019年6月1日 制定